平成２５年（フ）第３８８号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4775番地１
松澤ハイツＡ―105号、前住所栃木県河内郡上三川町大字上郷1176番地　小口方
債務者　星　　勉
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３２号
栃木県宇都宮市鶴田町305番地２
債務者　長谷川　稔
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４２号
栃木県宇都宮市中里町2116番地２
債務者　蛭田　秀樹
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４３号
栃木県栃木市平井町978番地２　エスポワール105、前住所栃木県栃木市大平町富田975―１　大平ハイツＢ203
債務者　岡部　正道
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５８号
栃木県鹿沼市口粟野1438番地25
債務者　塩田　史郎
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７４号
川崎市多摩区宿河原４丁目30番５号　第２高橋ハイツ203、前住所東京都港区西麻布１丁目５番18号　イバラキビル４Ｆ
債務者　中　　孝明
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第６３号
東京都品川区二葉１丁目17番17号
破産者　伊豆山義之
１　主文　当裁判所が平成25年８月21日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県いすみ市大原1407番地」とあるのを「東京都品川区二葉１丁目17番17号」と更正する。
２　決定年月日　平成25年９月６日
千葉地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３２号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1272番地の１
破産者　株式会社クギザキ
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
秋田県雄勝郡羽後町郡山字下郡９番地
破産者　有限会社羽後ファーム
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第５３号
秋田県横手市雄物川町沼館字沼館125番地３
破産者　株式会社大昭建設
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８０号
山形市花楯２丁目９番30号
破産者　株式会社ノア
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
新潟県加茂市八幡１丁目１番１号
破産者　高原生コンこと　高野　益行
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７５号
新潟県三条市麻布14番５―３号
破産者　古澤　淳子
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第５号
新潟県三条市東三条１丁目６番10号　サントリナ東三条Ｂ202、破産手続開始決定時の住所新潟県三条市東三条１丁目１番10―３号
破産者　長岡　孝次
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２８０号
三重県四日市市西日野町3418番地
破産者　株式会社後藤石油店
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
三重県四日市市河原田町1077番地の12
破産者　株式会社カドショー
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
三重県桑名市松ノ木３丁目15番地15
破産者　加藤三枝子
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係